○胎内市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成21年３月30日

告示第56号

（目的）

第１条　この告示は、胎内市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等　事業所又はその他の団体をいう。

(2) 消防団協力事業所　市長が消防団活動に協力していると認めた事業所等であって、消防団協力事業所表示証を交付したもの（以下「協力事業所」という。）をいう。

(3) 消防団協力事業所表示証　前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(4) 消防団長等　消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第３条　協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、胎内市消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第１号）により申請を行うものとする。

２　消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

（認定）

第４条　市長は、前条に規定する申請若しくは推薦があった場合又は市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に必要と認めた場合であって、次の各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

(1) 従業員が消防団員として、３人以上入団している事業所等であること。

(2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等であること。

(3) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等であること。

(4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等であること。

（表示証の交付）

第５条　市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等は除く。）に表示証（様式第２号）を交付するものとする。

２　協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第６条　協力事業所は、表示証を交付した市町村等の名称、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

２　協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にもある場合は、前項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

３　表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

４　表示できる表示証は、様式第２号又は同様式の寸法を同率に拡大若しくは縮小したものとする。

（表示証交付整理簿の備え付け）

第７条　表示証の交付に際して、市長は、胎内市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第３号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第８条　表示の有効期間は、原則として、認定の日から２年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から２年間とする。

２　表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第６条に規定する表示を行うことができない。

３　市長は、認定の日から２年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第９条　市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第４条の認定基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消した旨及びその理由を文書で通知するものとする。

２　前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第10条　市長は、協力事業所の名称、胎内市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第11条　市長は、協力事業所を胎内市消防団の運営に関する規程（平成17年訓令第74号）に基づき表彰することができる。

（所掌）

第12条　この告示に関する事務は、胎内市総務課において所掌する。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する